

岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業 運営規程

(訪問介護相当サービス)

act ケアセンター

第1条（事業の目的）

株式会社 act が開設する act ケアセンター（以下「事業所」という）が行う岐阜市介護予防・日常事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要支援と判断された方、及び基本チェックリストにより、事業対象者と判断された方に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

第2条（総合事業の運営の方針）

- 一 総合事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲高めるような働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 二 総合事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 三 総合事業の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性、柔軟性を考慮したうえで、利用者のできることとは利用者が行うことを基本とした、サービス提供に努めるものとする。

第4条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名 称 act ケアセンター
- 二 所在地 岐阜県岐阜市萱場南 1-15-21 ジ・ラソーレ 201
電話番号 058-214-3580

第5条（職員の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者（サービス提供責任者兼務） 1 人
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 サービス提供責任者（介護福祉士） 1 名以上
サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。
 - ・ 訪問介護計画書の作成・変更等を行い、利用に係る調整をすること。

第 10 条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、岐阜市、とする。

第 11 条（その他運営事項についての留意事項）

当事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 6 カ月以内
- 二 継続研修 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要項目は株式会社 act と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 12 条（書類保存期間）

書類の保存期間は、記録を整備し、その完結の日から 5 年間とする。

第 13 条（苦情処理について）

当事業所の訪問介護サービスに関する相談、苦情が生じた時は、速やかに対応するものとする。

（１）受付窓口

当事業所の訪問介護に関する相談、苦情は下記にて受付する。

- 受付担当者 岐阜市萱場南 1-15-21
act ケアセンター 管理者 武田 奈穂
- 受付時間 平日（月曜日から金曜日まで）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- 受付電話番号 058-214-3580

或いは、

- 岐阜市介護保険課 058-265-4141
- 岐阜県国民健康保険団体連合会 058-275-9825

（２）処理体制・手順

受付担当者は、サービス提供責任者に連絡するとともに、検討会議を行い、速やかに対応するものとする。

（３）再発防止

再発を防止するために、苦情情報を分析し、根本原因を把握し、再発の防止に努める。

第 14 条（職場におけるハラスメントの防止）

一、事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 15 条(虐待防止に関する事項)

一 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

二 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

三 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

四 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

五 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

第 16 条 (感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

一、 感染症の予防及びまん延の防止のための措置 ・事業所は、当事業所において感染症(又は食中毒)が発生し、又はまん延しないよう に、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。一 事業所における感染症(及び食中毒)の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二、 事業所における感染症(及び食中毒)の予防及びまん延の防止のための指針を整 備すること。三 事業所において、従業者に対し、感染症(及び食中毒)の予防及びまん延の防止 のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第 17 条(業務継続計画の策定等)

一、事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

二、 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び 訓練を定期的実施しなければならない。

三、 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更 を行うものとする。

第18条（身体拘束等の禁止）

事業者は、サービス提供にあたり身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行いません。ただし、契約者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 2 前項ただし書きの規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、契約者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等に記録します。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する

この規程は、平成30年5月11日から施行する

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。